赤字は現行からの修正箇所

栃木県国民健康保険運営方針（第３期）中間見直し素案（概要版）

令和９(2027)年　月
栃木県保健福祉部健康長寿推進課

第１章　基本的事項

□　**趣　　旨**：県と市町が一体となり、国民健康保険(以下「国保」という。)の安定的な財政運営・広域的及び効率的な運営の推進を図るための統一的な方針
（国民健康保険法第82条の２）

□　**対 象 期 間**：令和６(2024)年４月１日から令和12(2030)年３月31日まで（６年間：おおむね３年を目安に必要に応じて見直し）※令和９(2027)年　月中間見直し

第２章　国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し

１　被保険者数及び医療費の動向と将来の見通し

・被保険者数は減少する一方、高齢者割合は依然として高い水準にある

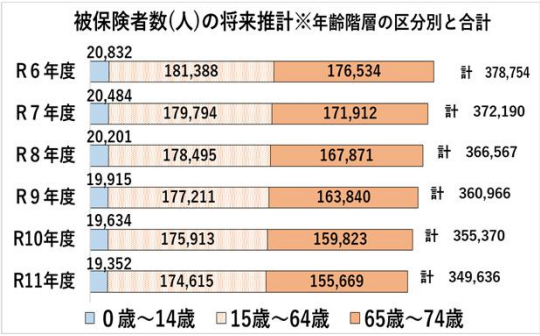
年齢構成	令和３(2021)年度		令和６(2024)年度		令和11(2029)年度	
	被保険者数（人）	構成比（%）	被保険者数（人）	構成比（%）	被保険者数（人）	構成比（%）
０歳～14歳	25,143	5.8%	20,832	5.5%	19,352	5.5%
15歳～64歳	201,652	46.5%	181,388	47.9%	174,615	49.9%
65歳～74歳	206,838	47.7%	176,534	46.6%	155,669	44.5%
計	433,633	－	378,754	－	349,636	－

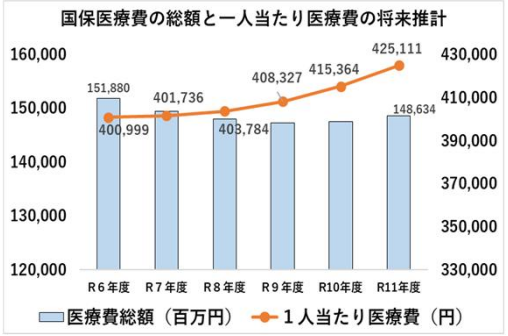
※推計

・国保医療費の総額は減少する一方、１人当たり医療費が増加

	令和３(2021)年度	令和６(2024)年度	令和11(2029)年度
医療費総額	162,012 百万円	151,880百万円	148,634 百万円
１人当たり医療費	373,615 円	400,999 円	425,111 円

※推計





２　保険税水準及び収納状況

・１人当たり保険税調定額(Ｒ６)･･･88,101円、全国の平均額98,895円
・保険税収納率(Ｒ６)･･･93.94%(市町間の収納率較差5.82%)、全国平均93.99%

３　財政の状況と将来の見通し

・財政収支の状況・県全体(Ｒ６)･･･歳入と歳出の差引収支は約4,198百万円
・今後の見通し･･･引き続き、医療費適正化に取り組み、財政の安定化を図ることが必要

４　財政収支の改善に係る基本的な考え方

・栃木県国保特別会計･･･市町の財政状況を見極めた上で、バランスの良い財政運営
・市町国保特別会計　･･･必要な支出を保険税等で賄い収支を均衡

５　赤字解消・削減の取組、目標年次等

・解消、削減の目標年次･･･原則、発生年度の翌年度に解消(Ｒ６決算時点で対象市町なし)

６　保険者努力支援制度等の活用

・国や県版の制度を活用し、医療費適正化等の取組の推進と国保財政の収支を改善

７　栃木県国保財政安定化基金の運用

・貸付事業又は交付事業･･･医療給付費の増加等、市町の財源不足に備えた基金を継続
・財政調整事業(※)･･･複数年での保険税の平準化(年度間調整)に資する基金を継続
※Ｒ４年度から基金設置

第３章　市町における保険税の標準的な算定方法及びその水準の平準化に関する事項

１　各市町の保険税の算定方法の状況

・算定方式（Ｒ８)･･･３方式(※)・25市町
※　３方式：所得割、均等割、平等割
・賦課(課税)限度額（Ｒ８）･･･医療分　67万円・10市町、66万円・13市町、65万円・１市町、61万円・１市町

２　保険税水準の統一に向けた取組

【保険税水準の統一の考え方（定義）】

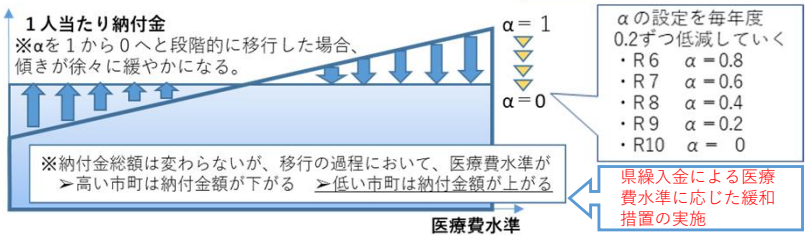
【定義】原則として「県内のどこに住んでも、同じ世帯構成、同じ所得水準であれば、同じ保険税水準」を目指していく（完全統一）。

【保険税水準の統一までの進め方】

R6からR10年度：納付金ベースの統一、保険税算定方式等の統一

納付金算定に当たってα＝０とすることを「納付金ベースの統一」という。（国定義）

α（医療費指数反映係数）とは･･･納付金配分に医療費水準をどの程度反映させるか調整する係数（０≦α≦１）



R11からR13年度：完全統一に向けた段階的移行
県繰入金による医療費水準に応じた緩和措置を、段階的に県全体の納付金減算措置へ移行

完全統一（目標年度・令和15年度）

３　納付金、標準保険料率の算定方法

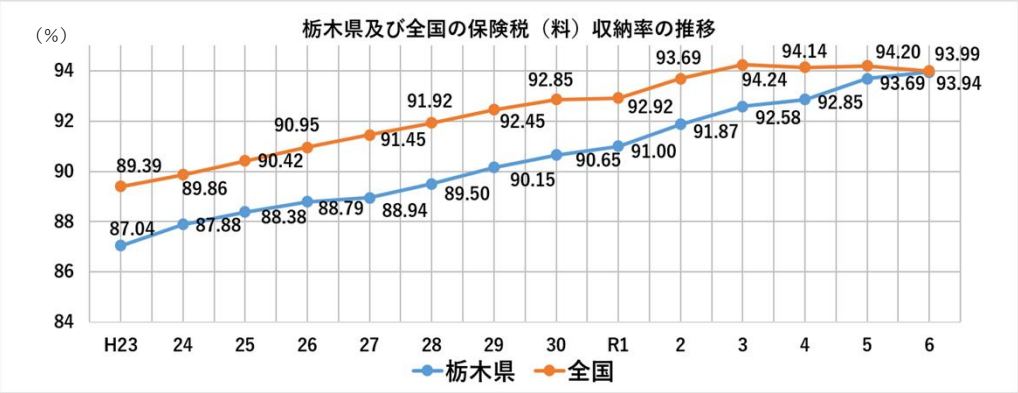
・納付金の算定式は、国のガイドラインに準じる(保険税水準統一に向けた取組を導入)。

第４章　市町における保険税の徴収の適正な実施に関する事項

１　各市町における収納対策の状況

・県内全市町の滞納世帯･･･10.0%（R6.6.1現在：県内全体の世帯数255,974）
・収納対策の実施状況

項目	具体的な収納対策　※（　）は市町数、*R7.9.1現在*
要綱の作成	収納対策要綱等の作成（20）
収納体制の強化	コールセンターの設置（５）、税の専門家の配置（４）、研修の実施（14）、国保連合会設置の徴収アドバイザーの活用（５）　等
収納方法の改善	口座振替の原則化（７）、コンビニ収納（25）、ペイジーによる納付方法の多様化（８）、クレジットカード支払（15）、多重債務相談の実施（13）　等
滞納処分	財産調査（25）、差押え（25）、捜索（21）、インターネット公売(17)　等



年度	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	2	3	4	5	6
全国順位(栃木県)	46位	44位	46位	46位	46位	46位	46位	46位	46位	45位	45位	45位	42位	41位

２　収納率目標の設定

・運営方針(第３期)の現年度分収納率目標の達成状況･･･17/25市町
・保険者規模別の現年度分の収納率の目標（新たな目標値の設定）

保険者の規模	収納率目標
被保険者数１万人未満	95.99%以上
被保険者数１万人以上５万人未満	94.88%以上
被保険者数５万人以上10万人未満	93.60%以上
被保険者数10万人以上の保険者	93.24%以上

目標を達成した市町は、引き続き収納率向上に努める。

３　収納率向上に向けた取組の推進

【市町】職員の育成、早期の財産調査を含めた実態把握、滞納要因を分析した収納対策、収納率目標未達成の場合、課題等の分析・検証を踏まえた取組　等

【県】　県全体の収納率の底上げと市町の収納率目標の達成のため、国保連合会等と連携・協働による市町への支援（徴収指導員等の専門家派遣、全市町ヒアリングを通じた口座振替の原則化などの収納方法の促進や収納率目標未達成市町への助言等、ナッジ理論を用いたモデル的な勧奨取組の普及等）

第５章　市町における保険給付の適正な実施に関する事項

１　現状

・診療報酬明細書(レセプト)点検の１人当たり財政効果額･･･1,945円(R５)
・療養費の支給･･･1,203,191千円(R６)
・第三者行為求償の取組状況･･･事務の評価指標に係る目標設定や届出様式の周知等

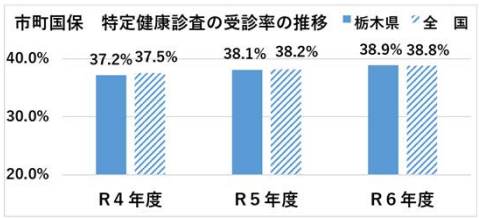
２　保険給付の適正化に向けた今後の取組方針

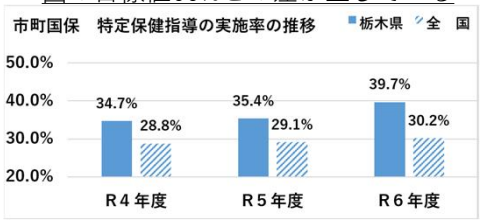
【市町・県の役割に応じた取組】
・保険給付の点検、事後調整に関する事項、療養費の支給の適正化に関する事項、第三者行為求償の取組強化に関する事項　等

第６章　国民健康保険の安定的な財政運営及び被保険者の健康の保持の推進のために必要と認める医療費の適正化の取組に関する事項

１　現状

・特定健康診査及び特定保健指導の受診率等･･･国の目標値60%との差が生じている





・後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用状況･･･県平均87.8%（R7.3診療分）
・データヘルス計画の策定状況･･･全市町で策定
・その他の取組の状況･･･全市町で生活習慣病の発症予防・重症化予防の取組を実施

２　医療費の適正化に向けた今後の取組方針

予防・健康づくりや生活習慣病の発症予防と重症化予防等の医療費適正化に向けた取組を推進

(1)　データヘルス計画に基づく効率的・効果的な保健事業の実施
(2)　特定健康診査受診率及び特定保健指導実施率の向上
(3)　後発医薬品の安心使用の促進
(4)　糖尿病等生活習慣病重症化予防に向けた取組の推進
(5)　適切な受療行動の促進（重複・頻回受診、重複・多剤服薬者の是正）
(6)　その他医療費の適正化に向けた取組の推進

第７章　市町の国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項

１　現状

市町と国保連合会の共同事業等(保険者事務、医療費適正化、収納対策、保健事業)

２　標準的、広域的及び効率的な運営の推進に向けた取組

保険税水準の統一に向けた取組と同時に、県・市町・国保連合会が共同実施・検討

第８章　保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策その他の関連施策との連携に関する事項

１　保健医療サービス・福祉サービスとの連携　　２　各種計画との整合性の確保

第９章　第３章～第８章に掲げる事項の実施のために必要な関係市町相互間の連絡調整その他県が必要と認める事項

１～２　栃木県国民健康保険運営協議会、栃木県国保運営方針連携会議の運営
３　国民健康保険事業に係る検証